

報告 2 市民が創る公共図書館

横浜の図書館の発展を願う会 加藤好郎

はじめに

「横浜市の図書館の発展を願う会」は、2007年11月に設立し、活動を始めました。最近の活動では、2017年2月9日「横浜市会議長への陳情書」、2017年7月30日横浜市長選挙立候補者3名へのアンケートの実施、また、「中央図書館の新図書館長との懇談」を行い、横浜市民の図書館に対する考えを伝えました。

「横浜市会議長への陳情書」の内容は以下のとおりです。①横浜市立図書館の「1区1館」体制を見直し、図書館数を増加すること。②図書館サービスを充実するための市立図書館の「基本計画」を策定すること。③「図書館協議会」を早期に設置すること。「横浜市長選挙の立候補者3名へのアンケート」の内容は以下のとおりです。①図書館政策の基本的考え。②横浜市立図書館の課題。③図書館への指定管理者制度の導入。④図書館の窓口業務の民間委託。⑤図書館員の人材育成。⑥図書館協議会の設置。⑦学校司書の配置と学校図書館の活性化。

1. コロナ禍における横浜市に対する要望書について、紹介します。

2020年5月11日横浜市教育長、横浜中央図書館長、横浜市政記者クラブ宛てに次の要望書を提出しました。「図書館の計画的再開と当面限定開館についての要望書」、市民の知る自由を保障する図書館の機能が長く停止されている事

態を大変考慮しております。つきましては、以下2点を要望します。①職員・利用者の安心・安全に最大限考慮しつつ、図書館の利用再開に向けて計画をすすめること。②当面、予約図書の受付・貸出・返却をできるだけ早期に実施すること。

2020年5月26日「教育長からの回答」は以下のとおりです。「図書館の計画的再開と当面限定開館に関する要望について（回答）」、5月25日の緊急事態宣言の解除を受け、神奈川県の出発要請も解除されました。、、、段階的にサービスを再開してまいります。②5月27日に現在取置き中の予約図書の貸出を再開し、6月2日から新規予約の受付を再開いたします。その後、感染状況などを注視しつつ、閲覧室・書架の利用を再開していく予定です。ただし、感染症拡大の状況や、緊急事態宣言の動向によって、対応を変更する可能性があります。

2021年10月8日、横浜市の「横浜市立図書館の新型コロナウイルス感染症への対応について」、①開館時間・休館日など：10月1日（金曜日）から全館通常通り開館しております。②ご来館の際のお願い：感染拡大防止のため、図書館内でのマスクの着用をお願いします。③LINE コロナ：お知らせシステムに登録されると、必要に応じて保健所からお知らせが届きます。④図書館の予防対策：職員は検温の実施、マスクの着用をしています。カウンターにビニールカーテン等を設置しております。⑤閲覧席、設備など、複数の人の手が触れる場所の消毒をしています。⑥図書館のイベントについて：大人向けのイベントと子ども向け

のイベントのページでご案内しています。

2022年1月21日現在は以下のとおりです。「市立図書館は感染症の拡大防止対策をとり、通常通り開館しています。短時間でのご利用をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、サービスの内容を変更する場合があります。」「感染拡大防止のため、図書館内でのマスクの着用をお願いします。図書館内でマスクを外しての会話はおやめください。」「体調の悪い方は、来館をご遠慮ください。発熱、咳、喉の痛み、だるさなどの症状が見られる場合は、検温のうえ退館をお願いする場合があります。少人数・分散してのご来館にご協力ください。滞在時間は短めにご利用ください。来館される前後に手洗い・うがいを徹底するなど、ご自分でも予防策をお取りください。」

2. 日本図書館協会の「新型コロナウイルス感染症」の見解・意見・要望を、紹介します。

2021年6月8日以下のとおりです。「新型コロナウイルス感染症対策下における図書館の充実について（提言）」、①図書館の基本的役割・公立図書館の整備等・図書館の設置及び運営上の望ましい基準の活用。②新型コロナウイルス感染症対策下における今後の図書館。③資料費の確保と増額。④地方交付税の適切な額の確保及び増額。⑤公立図書館職員の確保・充実。⑥学校図書館の整備・充実。⑦図書館とまちづくり、子どもから高齢者、障害者、社会的包摂に実現。・図書館とひとづくり、まちづくり。・子どもの読書活動の推進。・読書バリアフリー対

応。・超高齢社会における高齢者の活躍。・誰一人として取り残さない社会的包摂の実現。⑧デジタルネットワーク社会への対応。・デジタル社会への対応。・今後のデジタル社会における図書館資料の閲覧や複製等アクセスの保証。

3. 各国の図書館における新型コロナウイルス感染症への対応例を、紹介します。

2020年5月5日、IFLAは事務局と図書館協会運営分科会が共同で、新型コロナウイルス感染症が緩和される中で再開館する図書館を支援することを目的に、各国の図書館協会等による図書館を安全に再開館するための計画の事例の収集を行っていると発表し、情報は、IFLAのウェブサイト内の”COVID-19 and the Global Library Field”に随時更新されています。IFLAが収集した各国図書館の閉館・再開館の状況、各国の国立図書館や図書館協会が策定した指針、安全を確保した上で図書館を再開するための取組、遠隔サービスの事例、図書館職員が在宅勤務を円滑に進めるための工夫、等が掲載されます。事例：各国図書館協会等による計画・指針。性急な再開館は行わないようにと警告しており、サービスを提供する図書館職員の安全を確保する義務があるとしています。しかし、デンマークの文化省が公表した公式ガイダンスでは、労働組合等が再開の決定に関与する必要性を強調しています。カナダ都市図書館協議会（CULC）が作成した詳細なチェックリストには、新たな環境に対応するための戦略や方針等の見直し、この状況下での意思決定のための準備、高齢者等社会的弱者に対するサービスへ

の考慮、困難な状況下での職員の意欲向上のための工夫、といった項目が盛り込まれています。既に開館をしている図書館、例えばウエストバージニア州等では、開館後も一定の頻度で在宅勤務を行い、今後も在宅勤務の評価を行うことが推奨されています。在宅勤務に必要な PC 等機械購入の予算化も行っています。事例：安全な来館サービスを提供するための具体的取組。感染リスクを消滅しつつ来館サービスを提供するかは、図書館にとって最大の関心事です。資料を介した感染の危険性に対処するため、ウイルスの不活性化を目的にした資料の隔離を行っている図書館があります。隔離期間は国によってさまざまであるが、アイルランドは 72 時間、チェコ 48 時間、オーストラリア 24 時間です。OCLC と米国の博物館・図書館サービス機構 (IMLS)、バテル記念研究所の共同プロジェクトである REALM(Reopening Archives, Libraries and Museums)では、図書館資料としてよく使われている様々な材質においてウイルスが不活性化するまでの期間の実験を行っています。また、国によっては十分な距離を保ちながら、入館の利用者の制限、施設内の適切な人数や、制限方法（閲覧予約制、抽選制）は図書館によって異なります。例えば、ジュネーブの学校図書館のように、一人ずつしか児童を入室させないようにしているところもあります。また、高齢者など特定のグループに利用を限った時間帯が設けられている図書館もあります。事例：遠隔サービスへの需要は高まっており、あらゆる図書館がオンラインサービ

スを促進しています。インドネシア国立図書館 (NLI) はウェブサイトを通じて、提携している学術関連データベース等の無料提供を展開しています。なかには、同時アクセス数の上限緩和、提供リソースの拡大、研究者・学生への著作権保護期間中のコンテンツへのアクセス許可等を行った国も存在します。イベントをオンラインで開催する動きも広がっています。LC は、2020 年 3 月、歴史的な手稿のテキスト化等を行うイベント「バーチャル・トランスクリバソン」(transcribathon)を主催しています。その他、Wi-Fi の無償開放、ストレスや不安への対処のための専門家によるウェビナーの実施、オンラインでの求職者への支援など、地域社会におけるセーフティネットとして図書館の役割を再認識させる事例も存在します。各国の図書館が、利用者・職員双方の安全を守りつつ、非常時であるからこそ情報へのアクセスを保障しようとする姿が垣間見えます。同時に、図書館におけるオンラインサービスの重要性がより認識されることとなります。今後、世界中の図書館で、資料とデジタルのバランスをとったサービス展開が促進されていくことが考えられます。

4. 災害時・災害後における公共図書館の対応例を、紹介します。

(例) 2001 年 9 月 11 日 (ニューヨーク公共図書館)：テロ情報サイトの立ち上げ。「ニューヨーク市民にとって実際に役立つ情報は市民が使える地域情報の提供で図書館がすべきこと」。アメリカでは「引っ越したらまずは図書館へ」が

定着しています。図書館への様々な問い合わせが「緊急電話番号リスト」にあり、テロ後、利用者が 12%増加、貸出しは 19%増加し、さらに、「いままで図書館を利用しなかった人に対しても、図書館がいかに役に立つかをアピールできた」。ニューヨーク公共図書館長は、「図書館は常に民主主義を守る砦となってきましたが、それが今回ほど必要とされていることはありません。自由な考えや情報交換、そして人々の結びつきは市民社会にとって最も重要なことなのです。こうした価値観が、この図書館、ひいてはアメリカ中の図書館で、情報の提供や講座の開催などを通じて再確認されているのです」。2003 年度の資金のマイナスの 19 億 3200 円は、「緊急キャンペーン」で 21 億円 6000 万円の資金集めができ解決されました。これは、市民のワーキンググループの支援です。

おわりに、コロナ禍後の公共図書館活動で解決すべきことを、紹介します。

- ① インターネット端末、電子情報の提供、コンピュータ利用講座、電子情報活用講座、購読あるいは外部の電子情報の統合と研究・教育・郷土資料の開発。
- ② 図書館利用者に「図書館がデジタル化した蔵書や資料の一部を電子メールで利用者に直接送信できる」。「図書館に行けない場合や、コロナ禍のような不足の事態で図書館が休館になっても、自分の端末で本のデータにアクセスできる」。
- ③ 日本文芸家協会「本を買うよりコピーの方が安くなるような額の設定では本末転倒」。「海賊版への恐れがあり、メールが転送されれば簡単に拡散しやすい」。

④「インターネット時代に図書館と出版のバランスのとり方について議論する必要がある」。出版社・書店、不安の声については、新潮社は、「図書館に行けない人が本に触れる役割は、出版社の電子書籍が既に果たしている。コピーをメールで送るのは、民業圧迫であり」、日本書店商業組合連合会も、「法改正により、お客様が書店で本を買う習慣がなくなり、書店が消えていくことにつながることになる」。電子図書館の統計は、コロナで増加し、導入自治体では、前年比2倍増です。電子出版制作・流通協議会「2020年度は111の自治体が導入した。コロナ禍で初めて緊急事態宣言が発令された昨年、自治体のコロナ対策を支援する“地方創生臨時交付金”を利用することで、普及を促した」。⑤「横浜市立図書館規則の一部改正」で、障害者支援事業で配送貸出を実施する予定ですが、山内図書館（指定管理）は、既に実施していますが、有料宅配を約2倍にしたら利用者は激減しています。罰則としての延滞料？は考えられますか。⑥紙の出版物の減少は確かですが、児童書はプラスに転じています。「学習図鑑・学習漫画」角川、講談社、学研などが刊行しています。

公共図書館資料の「主」は「紙」資料、情報資源は「従」、が基本だと考えております。それを理解し実現できるのは現場に精通した図書館員です。また、図書館の経営は、図書館・市民・行政が目的意識を共有化することです。以上